

(様式1)

指定管理者評価シート(令和2年度)

施設名	みなと交流館、大島交流館等																										
指定管理者	名称	代表団体/特定非営利活動法人 港まちづくり八幡浜																									
	所在地	八幡浜市字海老崎216番地4																									
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日(5年間)																										
評価担当課	政策推進課																										
施設の概要	<p>所在地: 八幡浜市沖新田1581番地23</p> <ol style="list-style-type: none">みなと交流館/木造平家建て、建築面積438㎡(観光案内所、ホール、会議室ほか)公衆用トイレ/鉄骨造平家建て、建築面積159㎡(総便器数24器)沖新田緑地公園/約7,400㎡(芝生広場、ボードウォーク、休憩棟、その他)その他の施設<ol style="list-style-type: none">倉庫棟(小規模トイレ併設)駐車場 197台(緑地公園併設分含む)駐輪場 90台(緑地公園併設分含む)遊歩道 約330m海産物直売所増設トイレ棟備品倉庫レンタサイクルステーション、ゴミストッカー <p>所在地: 八幡浜市大島キシカウラ2番耕地117番地1及び2</p> <ol style="list-style-type: none">大島交流館/木造平家建て、建築面積103.62㎡(乗船待合所、島内案内所ほか)																										
指定管理者の業務	<ol style="list-style-type: none">市民の地域活性化に資する活動の支援、情報発信及び活動の場の提供に関する業務交流拠点施設設置の趣旨を踏まえた地域活性化に資する取り組みの実施に関する業務観光に必要な情報等の提供に関する業務みなと交流館、大島交流館等の維持管理に関する業務みなと交流館、大島交流館等の利用許可及び使用料の収受に関する業務 ※みなと交流館の業務:1番~5番、大島交流館の業務:2番~5番																										
施設利用状況	<p><八幡浜みなと></p> <table border="1"><thead><tr><th>開業日数</th><th>年間来訪者数</th><th>1日平均来訪者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>365日</td><td>830,100人</td><td>2,274人</td></tr></tbody></table> <p><大島交流館></p> <table border="1"><thead><tr><th>開業日数</th><th>しまカフェ営業日数</th><th>しまカフェレジ通過者数</th><th>1日平均しまカフェレジ通過者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>322日</td><td>107日</td><td>3,062人</td><td>29人</td></tr></tbody></table>			開業日数	年間来訪者数	1日平均来訪者数	365日	830,100人	2,274人	開業日数	しまカフェ営業日数	しまカフェレジ通過者数	1日平均しまカフェレジ通過者数	322日	107日	3,062人	29人										
開業日数	年間来訪者数	1日平均来訪者数																									
365日	830,100人	2,274人																									
開業日数	しまカフェ営業日数	しまカフェレジ通過者数	1日平均しまカフェレジ通過者数																								
322日	107日	3,062人	29人																								
事業実施状況	<p><指定管理者自主企画(誘致)事業></p> <ol style="list-style-type: none">地域活性化に資する事業/22件(みなと交流館) 2件(大島交流館)中間支援業務に関する事業/13件																										
収支状況	<p><指定管理者としての収入・支出(決算)></p> <table border="1"><thead><tr><th>収入内訳</th><th>収入金額(円)</th><th>支出内訳</th><th>支出金額(円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>指定管理料</td><td>41,296,000</td><td>人件費</td><td>20,507,695</td></tr><tr><td>使用料</td><td>0</td><td>事務費</td><td>9,147,666</td></tr><tr><td>その他</td><td>74</td><td>委託料</td><td>6,966,756</td></tr><tr><td></td><td></td><td>その他</td><td>1,916,909</td></tr><tr><td>合計</td><td>41,296,074</td><td>合計</td><td>38,539,026</td></tr></tbody></table>			収入内訳	収入金額(円)	支出内訳	支出金額(円)	指定管理料	41,296,000	人件費	20,507,695	使用料	0	事務費	9,147,666	その他	74	委託料	6,966,756			その他	1,916,909	合計	41,296,074	合計	38,539,026
収入内訳	収入金額(円)	支出内訳	支出金額(円)																								
指定管理料	41,296,000	人件費	20,507,695																								
使用料	0	事務費	9,147,666																								
その他	74	委託料	6,966,756																								
		その他	1,916,909																								
合計	41,296,074	合計	38,539,026																								

指定管理者評価シート(令和2年度)

施設名(みなと交流館、大島交流館等)

	項目	指定管理者条例 ※ 第4条関連号 (主なもの)	判定
I	● 管理運営能力を有しているか	第3号	B
	● 懸念される事項がないか		
	● 市政への参加、地域社会への貢献実績はあるか		
II	1 管理運営の基本事項について ● 施設設置の趣旨、目的を踏まえているか。また、みなとオアシス、道の駅としての機能を果たしているか ● 利用者目線に立ち、公平公正かつ魅力的な運営ができているか	第1・2号	A
	2 業務ごとの方針及び内容について	第1・2号	B
	(1) 市民の地域活性化に資する活動の支援、情報発信及び活動の場の提供に関する業務について		
	(2) 交流拠点施設設置の趣旨を踏まえた地域活性化に資する取り組みの実施に関する業務について		
	(3) 観光に必要な情報等の提供に関する業務について		
	(4) みなと交流館、大島交流館等の維持管理に関する業務について		
	(5) みなと交流館、大島交流館等の利用許可及び使用料の収受に関する業務について		
	3 その他	第1号	A
	(1) サービス向上・利用促進・利用者への配慮について	第4号	
	(2) 利用者の安全確保・事故防止対策・緊急時の対応について	第4号	
	(3) 苦情対応・周辺住民への配慮について	第4号	
(4) 民営施設(アゴラマルシェ)・海産物直売所(どーや市場)・市民団体との連携について	第3号		
(5) 配置人員及び職員の処遇等について	第4号		
(6) その他(省エネ・環境への配慮、個人情報保護への配慮など)			
III	2 収支運営は適正か	第2号	A
IV	● その他評価できる点があるか	第1・2・3・4号	A
評価・コメント	<p>新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の事態により、オープン以来8年目にして初めて来訪者が100万人を切ったが、その中でも80万人超という高い水準を保った。これは観光客から地元客へのシフトを図る等、施設内の商業施設運営者の多大なる努力に加え、指定管理者が積極的に市、商業施設及び各種団体と連携を図りながら、オンラインでの情報発信やイベントを実施したことが大きく貢献していると考えられる。</p> <p>みなと交流館は、各種市民団体の活動拠点、中間支援施設として定着しており、利用者に対する細かな配慮や工夫など指定管理者の地道な取り組みにより、市民活動の活発化が図られている。</p> <p>大島交流館についても、コロナ対応のための島への渡航自粛が続く中、新たに島の特産品を販売するオンラインショップを立ち上げるなど、新たな島の魅力の開発・発信に取り組んでいる。</p>	総括評価	<p>どの項目に関しても概ね良好であり、運営上支障となる事案もなかったことから、適正な管理運営がなされているものと評価できる。</p> <p>みなと交流館の役割としている「市民の地域活性化に資する活動の支援、情報発信及び活動の場の提供に関する業務」及びみなと交流館・大島交流館の役割としている「交流拠点施設設置の趣旨を踏まえた地域活性化に資する取り組みの実施に関する業務」については、新型コロナウイルス感染症対策のため多くの企画を中止にせざるを得ず、業務仕様書で示すノルマには届いてはいないが、コロナ禍でもできることに積極的に取り組んでおり、地域内外の交流促進、賑わい創出につながっている。</p>

※指定管理者条例とは、「八幡浜市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」を指すものとする。

総合評価の基準 A(総合点数90点以上) B(総合点数70点以上) C(総合点数50点以上70点未満) D(総合点数50点未満)